

地方公共団体による観光NPO等に対する 資金調達援助システムについて — 4つの県・市町のケーススタディ[†] —

伊 藤 薫*

概 要

筆者の研究大テーマは、バリアフリー観光の推進である。日本においては、現在、高齢者・障がい者に対する着地型の相談センター（バリアフリースターセンター）が約20か所ほどある。その多くは特定非営利活動法人（NPO）であるが、継続運営のための資金不足で困難を抱えている。地方公共団体の中には、市民活動団体の資金獲得の支援システムを設置しているケースがある。今回4つの事例を紹介し、比較した。それは、事業補助金を支給するシステムの設置（千葉県市川市）、個人市民税の1%相当額を市民活動団体に支援（愛知県一宮市）、ふるさと納税の寄附金を市民活動団体へ振り向けるもの（佐賀県、広島県神石高原町）である。

以上の4地方公共団体の観光NPO等に対する資金調達援助システムについて、共通する特徴は以下のようなものである。①内容は、市民活動団体の資金獲得支援である。②対象は市民活動団体であり、個人活動は対象ではない。株式会社、社会福祉法人は対象団体ではない。③補助金の性格は、事業補助金であり、事業委託金ではない。

相違点については、ふるさと納税を利用したものと利用していないものがある。対象団体に、NPO以外の任意団体を含む場合が多い。上限金額は市川市の場合には30万円であったが、他の県・市町では上限はなかった。

1. はじめに（研究課題）

筆者の研究大テーマは、バリアフリー観光の推進である。日本人観光客数は、1990年

[†] 本研究は、日本観光研究学会2019年度第34回全国大会（2019年12月15日、名桜大学）で報告した「地方公共団体による観光NPO等に対する資金調達援助システム—4つの県・市町のケーススタディ—」を大幅に加筆・修正したものである。本研究は、平成31年度JSPS科学研究費（基盤研究（C）（研究課題：高齢化社会におけるバリアフリー観光推進のための観光地内協力関係の構築に関する研究、課題番号：18K11882、研究代表者：伊藤薫））の助成を受けて実施した。本報告の資料入手のために、多数の方々に取材やメール照会などで大変お世話になった。記して感謝いたします。しかし言うまでもなく、本報告に含まれる誤りは、全て筆者の責に負うものである。

* 岐阜聖徳学園大学経済情報学部。連絡先：kitoh@gifu.shotoku.ac.jp

頃をピークに減少しており（伊藤薫 [2018] を参照）、その増加策の一つとして、足腰の弱い高齢者や車いす使用の障がい者などの旅行客の増加があると考えている。

現在、高齢者・障がい者に対する着地型の相談センター（バリアフリーツアーセンターと呼ばれることが多い。以下 BFTC と略称する）が、全国で20か所ほどあるがその多くは特定非営利活動法人（NPO）であり、一部、任意団体や一般社団法人がある。これらの NPO 等は、継続運営のための資金不足で困難を可抱えている（観光庁 [2015]、pp.41-42）。

今回、観光 NPO 等に対する地方公共団体の資金獲得援助のシステムを4例見出したので、報告する。すなわち本研究の研究課題は、以下のようである。

研究課題：観光 NPO 等に対する県・市町による資金調達援助システムの実例を紹介し、特徴を比較すること

4つのケーススタディーを比較するために、最初に概要を述べたうえで、県・市町の最上位の計画である総合計画での位置づけ、目的、事業の実績、事務のフロー、予算上の処置などを述べる。最後に、4事例の類似点と相違点を整理する。

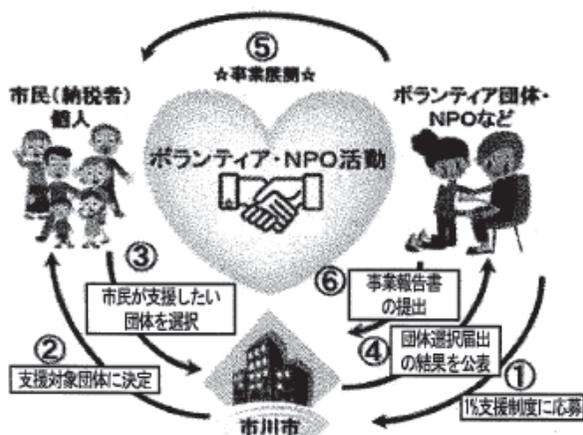
NPO 等の資金獲得を含む経営に関しては、P.F. ドラッカー [2007] が著名であるが、日本の例として徳永洋子 [2017] などがある。しかし地方公共団体による、観光 NPO 等に対する具体的な資金調達援助システムの先行研究は未見である。日本の観光 NPO の活動と収益獲得能力を分析して、小規模 NPO が資金調達で苦勞している実態を解明した中尾公一・西出優子 [2019] は、文献サーベイの点でも優れている。

なお新聞による資金調達援助の実例紹介としては、2018年5月14日付け朝日新聞朝刊の記事（山下剛・平林大輔・松浦裕子）が詳しい。

2. ケース1：千葉県市川市「いちかわ市民活動団体事業補助金 （通称：いちサポ補助金）」

2.1 前史：市川市の1%支援制度

2016年度から開始された千葉県市川市「いちかわ市民活動団体事業補助金（通称：いちサポ補助金）」には著名な前史がある。2005年度に開始された市川市「市民活動団体支援制度（1%支援制度）」である。納税者がその市民税額の1%相当額を市民活動団体（NPO の他に任意団体を含む）に支援できる、という日本初のシステムであった。その仕組みを図1に示す。



出所) 市川市『市川市第二次基本計画』、p.124

図1 市川市の1%支援制度の仕組み

この制度については、市川市総合計画「I & Iプラン21」（基本構想の計画期間は2001年度から2025年度）のうち『市川市第二次基本計画』（計画期間は2011年度から2020年度）の説明が分かりやすい。総合計画は、当該地方公共団体の最上位の計画であり、その地方公共団体の意思表示とみることができる。

『市川市第二次基本計画』の「4 施策別計画」、「第5章 市民と行政がともに築くまち」、「第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくりまします」、「(大分類) 地域コミュニティ・市民活動」(p.124)には、以下のように1%支援制度が記述されている。

「地域社会の連帯感が弱くなる一方で、地域の防犯、防災、福祉、環境など、地域の中で解決すべき問題が増えています。自治会にはこうした問題に包括的、積極的に取り組むことが期待されていますが、加入率の低下や役員の高齢化、後継者の確保などの課題を抱えています。

また、東京外郭環状道路の建設などを踏まえ、コミュニティの再編を含めた地域の活性化が求められています。

一方、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体が、保健、医療、福祉、環境の保全、子どもの健全育成など様々な分野で活発に活動しており、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。市では平成17年度から、全国に先駆けて個人市民税の1%相当額をNPO等の活動に支援できる「1%支援制度」を実施しています。スタートから6年目となる平成22年度においては、130を超える団体が制度に応募し、活動を展開するなど、団体の活動が活発化してきています。この流れをより確かなものとするため、団体の自立性を確保するなどの取り組みが必要です。

地域が抱える様々な課題を市民自らが解決していこうとする活動が活発になっていく

中で、引き続き市民が参加しやすく、市民活動団体がより活動しやすい環境づくりが必要です。そして、NPOなどのテーマ型コミュニティと自治会や地区社会福祉協議会などの地縁型コミュニティが、各々の役割分担のもとで連携し、協力して共通の地域の課題に取り組む協働が重要です。」

なお市川市『市川市第一次基本計画』（計画期間は2001年度から2010年度）では同様な認識が示されているが、「②市民活動への支援」の内容については、「各種市民活動の発展・充実を目指し、活動をサポートする場所・資機材の整備、学習機会の提供、出会いや交流を通したネットワークづくりなどの支援に取り組みます。」と資金援助については触れられていない。

この「1%支援制度」については、市川市1%支援制度記録チーム[2009]が詳しい他、先行論文が多数存在する。一宮市始めいくつかの都市でも同様のシステムが実施されてきた。

現在の制度のいちサポ補助金は、2016年度から開始されたが、市川市市民部ボランティア・NPO課「ボランティア・NPO課の業務について」（2018年6月28日）によれば、

- ① 支援団体を選択する市民は、同じ事業でも毎年納税番号を添えて届出をする必要があり、負担感が大きかった。
- ② 支援を受ける団体は、毎年、支援獲得のためのPRに要する負担が大きく、PRの出来で受け取れる交付額に差が出てしまった。
- ③ 補助金交付額に比べて届出者の確認に要する事務量が多く、補助額に対して経費がかかりすぎるなど、費用対効果が悪かった。
- ④ 補助額に上限がないため、高額の補助となる可能性があった。

このため、ボランティア・NPO団体に行う事業補助のあり方を見直し、将来的な参加団体の拡大に耐えられるよう、財政負担も考慮した簡素で効率的な支援制度に作り変える必要があった。

そこで、2016年度から、「いちかわ市民活動団体事業補助金（通称：いちサポ補助金）」を創設した、という。

2.2 概要

いちかわ市民活動サポート制度（通称：いちサポ）には、①団体事業サポートと②総合サポートの2種類のシステムがある。本研究では①団体事業サポートを紹介するが、市川市市民活動団体事業補助金（いちサポ補助金）を市民活動団体に交付するものである。②総合サポートの原資は、市民などの「ふるさと納税」と企業等の「指定寄附」である。ボランティア・NPO活動センターの充実や講座開催に使用され、また個人向けとしては地域活動に必要な資材の提供や、地域ポイントの利用範囲拡大などに使用される。

2.3 総合計画における記述

市川市第二次基本計画の計画期間が2011年度から2020年度であり、いちサポ補助金は、2016年度に始まっているので、記述されていない。

2.4 目的

市川市市民活動団体事業補助金交付条例（平成27年9月18日条例第37号）では、①市民活動団体の活動の支援及び促進を行うとともに、②当該活動への市民参加の促進を図ることとされている。

2.5 実績額

制度開始の2016年度から2019年度までの3年間の実績は、1年あたりに換算して以下のようなものである。

事業補助金の交付団体数 85.7団体

交付決定時の交付決定額 12,964,426.3円

1団体当たりの「実績報告時の交付確定額」は、2016年度と17年度の2年平均で、132,783.5円であり、最高額300,000円、最少額6,440円であった。

2.6 事務のフロー

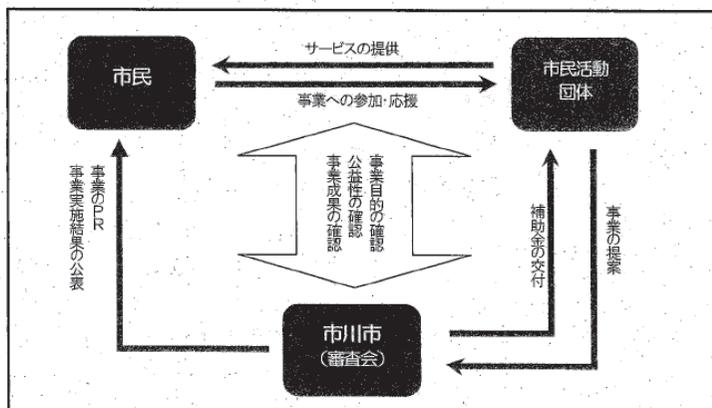
いちサポのシステムを概説する（図2参照）。システムの詳しい説明は、市川市ボランティア・NPO課 [2019]にある。

（1）市民活動団体による事業の提案

①市民活動団体の要件

市民活動団体の要件として重要なことは、NPO法人であっても良いし、法人格は無くても良い。次の要件1と要件2の両方を満たすことが、補助金申請対象団体となる。個人は対象ではない。

その団体要件1は、市民活動団体であること。市民活動の分野は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）別表（第二条関係）に定める分野とほぼ同じ20分野であり、その中に「（4）観光の振興」がある（事業補助金の受領実績のある団体で「（4）観光の振興」を主たる目的とする団体は、現在はない、という）。その他に、団体要件2として、市内に事業所があり、市内で活動していること、規約、会則、定款などを有していること、また会員などが5名以上いること、1事業年度以上継続的に活動していること、などの8つの要件がある。必ずしもNPOである必要はない。



出所) 市川市ボランティア・NPO課【いちかわ市民活動サポート制度】令和元年度市川市
市民活動団体事業補助金(いちサポ補助金)ガイドブック、p.5

図2 市川市市民活動団体事業補助金
(いちサポ補助金)

②事業要件

事業要件として、10の要件があり、例えば、規則で定める分野の事業であること、市内において実施するものであること、営利を目的としないものであること、市民を主たる対象とするものであること、団体を構成する者のみを対象とするものでないこと、事業の実施に係る基準に適合していること、などがある。

③経費の要件

経費の要件として、「補助金の対象となる経費は、あくまで事業遂行のために直接要する経費。」とされている。

補助金の額には制限があり、補助対象経費の2分の1以内で、申請3回目までは上限30万円、4回目以降は15万円が上限とされている。

(2) 審査会による審査

市川市市民活動団体事業補助金審査会により審査が行われる。審査委員は、10名以内であり、任期は2年である。委員は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民公募(書類選考・面接)で構成される。

まず交付申請した市民活動団体に対する審査を行い、次に事業に対する審査を行う。審査会(本会議)は公開で行われ、また、会議録はホームページで公開されている。

(3) 補助金交付決定後の手続き

交付決定団体には、補助金が概算払いで交付される。事業実施後に、審査会で内容を審査する。

補助対象事業の内容が公表されている。また実績報告書の内容も公表されている。

2.7 事業補助金の会計上の性格

市川市の会計上は、事業補助金は「補助金」であり「委託金」（事業委託金）ではない。

3. ケース2：愛知県一宮市「市民が選ぶ市民活動支援制度（1%支援制度）」

3.1 概要

市川市の1%支援制度は2005年度に始まったが、その後に愛知県一宮市が2009年度から「市民が選ぶ市民活動支援制度（1%支援制度）」を実施してきた（条例化は2008年度）。1%支援制度を実施して中止となった市が、千葉県市川市、北海道恵庭市、岩手県奥州市であり、現在実施しているのが、愛知県一宮市、大分県大分市、千葉県八千代市、大阪府和泉市、奈良県生駒市である（市川市、一宮市のご教示による）。

一宮市の1%支援制度の特徴は、①納税者各個人の個人市民税の1%ではなく、個人市民税の総額を18歳人口で割った金額を「市民一人当たりの支援額」として、②非課税の住民や外国人も支援をする団体を届け出て意思表示でき、その届け出の結果から団体ごとの支援額を決定する点にある。③また市民活動団体は、NPOは勿論、任意団体も対象となっている。

一宮市「行政視察資料」（2019年9月4日入手、p.1）によれば、この1%支援制度には前史があり、2006年度に市民活動助成金制度が創設されている。「市民活動団体にとって活動資金の確保は大きな課題である」という考えからであったという。予算額は年100万円であり、交付実績は年6～7団体、支出額の合計は年90万円程度であった。

以下、原文のまま引用する。

「平成18年市長選挙の際（前）市長のマニフェストで「市民税の1%を市民活動の財源に」とされていた。

また、平成19年6月に行った市政アンケートでは、「市民活動に参画したことはあるか」という設問に対して「ない」と答えた人が73.2%、「一宮市で市民活動は活発だと思うか」という設問に対しては、そもそも活発かどうか「分からない」という回答が58.6%であり、多くの市民の方が市民活動に対して関りが無い、関心がない状態であることが分かった。

そこで、既に千葉県市川市で運用されていたいわゆる「1%支援制度」に近い形であれば、一票を投じることで市民活動に関わることができ、それまで無関心だった層も巻き込むことができると判断し、本制度の導入を決定した。」

以上の2006年から2007年の動きが、次節で述べるように、2007年度の一宮市第6次総合計画の策定に取り入れられていることが分かる。

3.2 総合計画における位置づけ

一宮市の1%支援制度については、一宮市第6次総合計画（2008年2月議決、計画期

間は、2008年度から2017年度）に記述されており、実施することが表明されている。

第6次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造である。そのうち、前期基本計画において、「第6章 施策ごとの計画」、「第6節 6 住民参加・コミュニティ活動の推進～市民と行政が織りなすまちづくり～」のうち、「施策48 市民と行政の協働のまちづくりを推進する」において、以下のように記述されている（一部抜粋）。

「【課題】◆協働を推進するためのルールや体制を整備するなど、協働の取組を発展させるための仕組みづくりが求められています。

施策の体系 自主的な地域づくりの支援

【主な事業】（仮称）市民が選ぶ市民活動支援制度運用事業」

以上のように、1%支援制度は、総合計画の2007年度の策定作業で、（仮称）ではあるものの前期基本計画に記述されており、一宮市の最上位の計画である総合計画において、既に実施することが表明されている。

現在進行中の第7次総合計画（計画期間は2018年度から2027年度）においては、1%支援制度は、基本構想に記述がある。「序論」、「一宮市の特性」、「○協働・コミュニティ」の項目に、「●市民活動団体が行う事業に対し、市民自身の投票により、その助成額を決定する市民活動支援制度など、従来の仕組みにとらわれない手法を取り入れた地域・団体支援を行っています」とされている。

また前期基本計画の「2つのマネジメント」のうち、「施策7 市民との協働を進めます」の「事業展開の方向性」に「●まちづくり活動の支援 市民が選ぶ市民活動支援制度運用事業」が明記されている。そして「成果指標」として「②市民が選ぶ市民活動支援制度の選択届出率」があり、「基準値11.5%」「目標値15.0%」とされている。なお基準値とは、「平成28年度中に把握できた数値」とされている。

以上のように第7次総合計画においては、1%支援制度は、実施をするのが当然の事業として位置づけられている。

3.3 目的

一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例（平成20年6月23日条例第30号）によれば、①18歳以上の市民一人一人が一定の金額の権利を持って特定の市民活動団体を選択すること等ができ、②市民の市民活動に対する理解及び関心を高めるとともに、③市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、④もって元気で活力のあるまちづくりを推進すること、とされている。

3.4 実績額

以下の記述の資料は主に、一宮市「行政視察資料」（2019年9月4日入手）である。2009年度から18年度までの10年間の実績は、1年あたりに換算して以下のようなものである。

支援確定団体数	67.7団体
届出数	35,375.3人（1月1日18歳以上人口、外国人を含む）
有効届出率	10.48%（18歳以上人口当たり）
最終交付確定支援金	15,521,504.5円（基金積立分を含む）
1団体当たり支援金	229,268.9円（基金積立分を含む）

3.5 事務のフロー

以下、上記の数値を念頭に、この1%支援制度のシステムを概説する。事務の流れを図3に示す。

(1) 支援金を交付申請できる団体・事業・経費

NPO法人に限らず、一般社団法人や法人格のない任意の団体でも申請できるのが重要な特徴である。個人は、申請できない。

以下、一宮市市民活動支援センター「平成31年度事業実施分「市民が選ぶ市民活動支援制度」支援対象団体募集要項」によって記述する。

支援金を交付申請できる団体の主な要件は、以下のようである。

- ・一宮市内に事務所を有し、かつ、現に継続的な市民活動を行い、又は今後行う予定のある団体
- ・規約その他これに類するものを有している団体

次に、支援金を申請できる事業は、主に以下の要件を満たすものである。

- ・NPO法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野の事業
- ・営利を目的としない事業
- ・主として市民を対象とする事業
- ・当該市民活動団体の構成員のみを対象としない事業

支援の対象となる事業費は、報償費、旅費、印刷製本・消耗品費、通信費・手数料、備品費、人件費及び使用料・賃借料のうち、一定の要件を満たすものである。ただし、交付申請ができる支援金の額は、申請事業にかかる対象経費の額の2/3に相当する金額である。

金額の上限はない。交付額が100万円を超える団体もある。

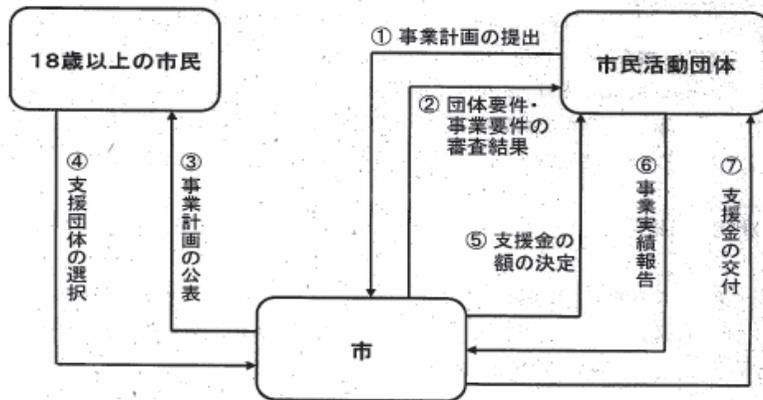
(2) 一宮市市民活動支援制度審査会

審査会が設置されている。委員は5名で、学識経験者2名、市民活動の実践者2名、市職員1名からなり、任期は2年である。審査会で団体要件、事業要件が審査され、結果が申請団体に通知される。

(3) 市は、支援希望団体の事業計画を市民に公表する。

(4) 18歳以上の市民が支援団体を選択・投票

投票することができる市民は、投票する年度の1月1日現在で、一宮市の住民基本台帳に記録されている年齢18歳以上の者（外国人を含む）である。個人市民税が非課税の者



出所) 一宮市市民活動支援センター「行政視察資料」2019年9月4日入手、p.2

図3 一宮市「市民が選ぶ市民活動支援制度」

も投票が可能である。市民1人で3団体まで投票できる。複数の団体を選んだ場合には、支援金額が分割される。

(5) 支援金の額の決定

支援金の額は、有効届出数(投票数)×一定額(2018年度は654円)が支援額となる。但し、申請額を超過した場合には、超過分は基金積み立てとなる。

支援金決定額の1/2までは前金払いが可能である。

(6) 年度終了後に、市民活動団体から事業実績を市に提出してもらい、審査する。

(7) 事業実績に応じた支援金を交付する。

3.6 支援金の会計上の性格

一宮市の会計上は、支援金は「補助金」(事業補助金)であり「委託金」(事業委託金)ではない。

4. ケース3：佐賀県「ふるさと納税（NPO等指定寄附）」

4.1 概要

ふるさと納税の制度は、2008年度の税制改正で導入され、総務省の「総務省ふるさと納税ポータルサイト」に詳しい解説がある。納税者は、地方公共団体に寄附をし、その寄附額のうち一定額が確定申告で税金から控除される。

佐賀県においては、NPO等を指定したふるさと納税の寄附は2011年度から開始されており、当時は寄附を受けたNPO等の関係課で予算化し、補助金の形で交付していた。その後、NPO支援を担当する県民協働課で一括して広く周知することとなり、2015年度から寄附金の活用において使途に係る寄附者の意向を尊重する「指定寄附」として、現在のスキームに変更された。現在の佐賀県のふるさと納税のシステムは、①「一般的なふるさと納税」は税政課担当であり、②「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」の寄附は、県民協働課が担当である。

本章では、②のうち「ふるさと納税（NPO等を指定した支援）」について記述する。この制度は、ふるさと納税のシステムを活用して、市民活動団体（佐賀県ではCSO。第4-2節で説明する）に対して佐賀県が窓口となり、全国の個人・企業からの寄附額を一旦佐賀県の佐賀県ふるさと寄附金基金への収入とし、寄附額の95%の金額（5%は佐賀県の事務経費）を市民活動団体（法人、任意の団体を問わない）へ交付するものである。

現在、このようなシステムを運営しているのは、県レベルでは佐賀県のみである。

このシステムの対象団体として、観光NPO等としては、入浴介護で有名な佐賀嬉野バリアフリーツアースセンターが認定されている。

4.2 総合計画での位置づけ

佐賀県の現行の総合計画は、「佐賀県総合計画2019 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」（2019年7月策定、計画期間は2019年度から2022年度）である。

佐賀県総合計画では10年以上前から、CSO（Civil Society Organization（市民社会組織））という用語を使ってきており、総合計画の中でこの用語は多数使用されている。その定義は、「佐賀県総合計画2019」の序章2ページによれば、「佐賀県では、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めて、「CSO」と呼称。」とされている。

2019年版においては、ふるさと納税の記述は、施策体系の「政策の柱6 自発の地域づくりさが」の「(3) 県民協働 ①多様な主体による協働社会づくり」にみられる。以下のようなものである。原文のまま紹介する。

【目指す将来像】

県民、CSO、企業、行政などの多様な主体が公共サービスを担い、県民一人ひとりが暮

らしの満足度を高めていく主体となり、自助・共助・公助のバランスがとれた協働社会が形成されている。

【課題】

人口減少・高齢化が加速する中、地域の課題解決を図り、暮らしの満足度を向上させていくためには、行政のみがサービスを提供するのではなく、県民、CSO、企業、行政など様々な主体が担い手となり、さらなる協働社会づくりを推進することが必要です。

また、CSOは経営力や課題解決力などの更なる向上を図る必要があります。

【取組方針】（一部抜粋）

○ふるさと納税の活用促進や経営基盤の強化、CSO活動の普及啓発支援等により、CSOの経営力や課題解決力など更なる向上を図ります。

ここにおける「ふるさと納税」は県民協働の項目に記述されているので、一般の「ふるさと納税」ではなく、本節で取り扱う「ふるさと納税（NPO等指定寄附）」を意味すると考えられる。以上のように、「ふるさと納税（NPO等指定寄附）」は、佐賀県総合計画の中に位置づけられて、実施が表明されている。

4.3 目的

「ふるさと納税（NPO等指定寄附）スキーム概要」（2019年6月27日の取材において入手）には、目的として「佐賀県のふるさと納税を活用し、自ら資金調達に取り組むCSOを応援する」と明記されている。

4.4 実績額

佐賀県ふるさと寄附金（NPO等を指定した支援）については、現在、実績件数と実績額の総数も個別団体別の実績額も公表されていない。

（1）2018年5月14日付け朝日新聞によれば、「ふるさと納税（NPO等指定寄附）」の実績額は「寄付額は2011年度当初は年50万円ほどであったが、14年度から急増し、17年度は4億6千万円超。県へのふるさと納税額の7割近くを占める。担当者は「地域活動を行政だけで担うことはできなくなった。NPOが資金を確保できる仕組みを提供できれば」。同様の仕組みは、埼玉県や東京都中央区など他の自治体にも広がっている。」とされている。

（2）「佐賀県内に寄せられたふるさと納税の申し込み件数、金額をとりまとめました（平成30年3月末現在）」<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00355160/index.html>、2019年9月22日閲覧。

佐賀県庁分は、19,033件、662,578千円であった。

（3）「ふるさと納税たより～佐賀への想いをかたちにしてみませんか～」（佐賀県総務部税政課、平成30年12月）

平成29年度分である。

施策応援コース 844件 37,903,766円

地場産業応援コース 6,019件 163,650,009円

4.5 事務のフロー

佐賀県県民協働課「ふるさと納税（NPO等指定寄附）スキーム概要」に基づき記述する。詳細は、佐賀県ふるさと寄附金（「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」）による寄附金交付要綱に定められている。

（1）県内CSOの団体要件（主なもの）

CSOとしての団体要件は、以下のものである。重要なことは、NPO法人は勿論、任意団体もこの制度の適用対象である。個人は対象ではない。

- ・県内に事務所があること
- ・定款、規約等を備えていること
- ・情報を広く開示していること
- ・10名以上の構成員で構成されていること
- ・NPO法20分野、その他社会貢献を行う非営利活動団体であること。

（2）活動要件（主なもの）

- ・公益性の高い活動を行っていること（県の施策と整合する又は県・市町との協働の実績があること）
- ・県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること（誘致CSOを除く）。

（3）寄附の用途要件は、以下のものである。

下記の5つの要件全てを満たす必要がある。

- ア 公益的な事業
- イ NPO法20分野、その他社会貢献を行う分野の事業
- ウ 県民の便益につながる事業
- エ 構成員のみを対象とした事業でないこと
- オ 宗教的、政治的活動のための経費でないこと

以上の要件を満たし、県庁によってこの制度の適用を受ける団体数は、2019年9月22日現在で67団体がHP上に紹介されている。

この制度の適用を受けている団体の紹介が総務省「ふるさと納税活用事例集」（発行年月不明）にある。例えば、28ページに「1型糖尿病の根絶を目指す事業」「高齢者の移送サービス事業（病院への搬送）」が紹介されている。

また観光NPO等としては、上記のように佐賀嬉野バリアフリーツアースタイルセンターがある。佐賀県庁のHP上では「ふるさと納税（NPO支援）指定寄附先NPO等一覧」には、以下のように紹介されている。原文のまま紹介する。

「31) 佐賀嬉野バリアフリーツアーセンター

【旅行をあきらめないで！】

当センターは、高齢者・障がい者・ベビーカーユーザー・外国人などの旅行の際のバリアを解消し、全ての人が旅行を楽しむ事ができるように活動しています。具体的には以下の活動を行います。

1. バリア調査
2. バリア情報提供
3. 補助器具の貸し出し
4. ヘルパーによる温泉入浴介助の仲介
5. バリアフリー啓発
6. その他

これらの活動は基本的にはボランティアで行っている為、慢性的な資金不足に陥っております。皆様から頂いた貴重な資金は、上記の活動を円滑に遂行するために使用させていただきます。ご寄付を頂きました方には、当センターよりのお礼状を送らせていただきます。また、団体の収支決算を明らかにし、皆様のご寄付の用途を明示する事をお約束いたします。」

なお、この制度では NPO 等への寄附総額の制限はない。

(4) 審査

団体の認定は、県民協働課長が行っている。

(5) 団体の PR

CSO は、PR を自分で行い、寄附の働きかけを行う。県庁は、PR の場を設定し、例えば首都圏でのふるさと納税の PR 活動の場を提供した。

4.6 ふるさと納税の手続き

通常のふるさと納税の手続きを同じである。

4.7 会計上の取り扱い

全国の個人からの寄附金は、佐賀県ふるさと寄附金基金に納入される。CSO には、寄附額のうち 5% は事務経費として差し引いて、95% が寄附金として交付される。

5. ケース 4：広島県神石高原町「がんばる神石高原町ふるさと応援寄附金」

5.1 概要

広島県神石高原町のふるさと納税を利用した制度は、町条例に定められた事業については 2008 年度から実施され、その後に対象範囲が拡大されて、自治振興会（2019 年 9 月

現在で30自治振興会)に対する支援と特定非営利活動法人(NPO法人)に対する支援は2014年度から、地区協働支援センター(2019年9月現在で4地区協働支援センター)については2016年度から実施されている。本節では、NPO法人に対する支援について説明する。

対象となるのはNPO法人であり、個人、任意団体、一般社団法人、社会福祉法人などは対象とならない。現在、観光NPOとして、フェアトラベルジャパンが支援対象となっている。この団体の概要については、パンフレット「がんばる神石高原町ふるさと応援寄附金」には、「人」「地域」「共生」という3つのキーワードを軸に、国内旅行・海外旅行・スタディツアー・インターンシップ・研修などさまざまなプログラムを運営。自然とともに暮らす人々の生活や分野を尊重したフェアで持続可能な旅を提供し、地域を訪れた人々が旅の中で多くの人と出会い、学び、地域固有の文化や伝統を体感することで、地域の活性化を目指している。」と紹介されている。

このシステムが作られた背景については矢川利幸[2018]に詳しい。その趣旨を筆者が関係部分を要約すると以下のようなになる。神石高原町は2004年に4町村が合併して誕生した。現在市域の人口は、1950年に過去最大の32,813人を記録したが、高度経済成長期に半減し1975年に17,114人にまで減少した。2015年には9,236人と更にほぼ半減となった。その過程で、「人・土地・ムラ」の空洞化が進行し、集落機能が大きく低下したが、住民の「誇りの空洞化」までが引き起こされている。合併特例期間が経過し、今後段階的に地方交付税が縮小するのが確実であり、財政悪化によって団体自治は縮小時代に入る。そこで、町行政が直接行うサービスが小さくなくても、町全体としてはサービスの水準を維持しようという取り組みが必要で、その担い手は住民1人一人、住民自治組織や各種団体、NPO、企業や事業者であり、お互いが力を合わせる部分が「協働」であるとしている。ふるさと寄附金の支援先として、現在、「自治振興会」が30か所、「協働支援センター」が4か所、NPOが5団体選ばれているが、「協働の担い手」としての活躍が期待されているからに他ならない。

5.2 総合計画における位置づけ

現在、「神石高原町第2次長期総合計画」(計画期間は2017年度から2024年度)の計画期間中である。この総合計画においては、「がんばる神石高原町ふるさと応援寄附金」の呼称は見当たらない。

総合計画の「第3章 神石高原町第2次長期総合計画基本計画」の「1 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり」において「5 地域コミュニティの育成」の項目がある。その「4 主な取組」の中に、「協働のまちづくり活動の推進・住民自治組織やNPO法人などに対する支援」があり、この項目にふるさと応援寄附金が実質的に含まれると考えられる。

5.3 目的

がんばる神石高原町ふるさと応援条例（平成20年6月23日、条例第32号）によれば、先人から受け継いだ豊かな自然、歴史及び文化を大切に、寄附を行った個人及び法人のふるさとへの思いを具体化することにより、住民参加によるふるさとづくりに資する、とされている。

5.4 実績額

実績額は個別団体の数値まで公表されている。

NPO 法人に対する寄附金額は、2014年度3,775件76,161,987円、2015年度14,806件380,763,750円、2016年度20,666件520,966,225円、2017年度21,003件556,088,474円、2018年度18,894件528,958,327円であった。5年間の累計は、79,144件、2,062,938,763円となる。

現在、NPO 法人は5法人が寄附対象となっているが、寄附金額が特に多いのがピースウィンズ・ジャパンである。

5.5 事務のフロー

(1) 団体の認定要件

団体の認定要件は、「がんばる神石高原町ふるさと応援条例に基づく支援団体（特定非営利活動法人）認定要綱」（平成31年4月1日告示第35号）に定められ、以下のようなものである。NPO 法人として既に認定されているもののうち、全8項目を満たすものである。一部を紹介する。

- ・神石高原町内に主たる事務所を置き、総会や理事会等により団体の意思決定を行っていること。
- ・神石高原町が推進する協働によるまちづくりの理念を理解し、公益性の高い活動を行っていること。
- ・おおむね1年以上継続的な活動実績があること。
- ・直近の事業年度における申請団体の総事業費に占める非営利活動に係る事業費の割合が、100分の50以上であること。

(2) 審査委員会

団体登録を審査する機関として神石高原町 NPO 活動支援認定審査委員会が設置されており、町の課長5名が充てられている。

登録が決定されると、町のホームページ等で公表される。

(3) 交付金の交付手続き

「神石高原町 NPO 活動支援交付金交付要綱」（平成31年4月1日告示第34号）（改正前の要綱は、平成26年神石高原町告示第53号）が定められている。

個人・法人のふるさと寄附金の全額が NPO に交付されるのではなく、「寄附金額の 98

パーセント（1,000円未満の端数切捨て）を、次条に規定する交付対象経費の金額を上限とし、当該法人に対して交付するものとする」（第3条）とされている。

町民に対し、事業成果報告会において事業の成果を報告しなければならない、とされている。

5.6 ふるさと納税の手続き

通常のふるさと納税の手続きを同じである。

5.7 会計上の処理

がんばる神石高原町ふるさと応援寄附金は、一般会計予算の収入（寄附金）と支出（補助金）に計上される。支出項目の性格は、事業補助金であり、事業委託金ではない。仮に寄付金額が予算額を超過しそうな場合には、補正予算を組んで対応する。

6. 結論と残された課題

6.1 結論

本研究の研究課題は「観光NPO等に対する県・市町による資金調達援助システムの事例を紹介し、特徴を比較すること」であった。4つの事例の存在が確認できた。その結果、以下の共通する特徴と相違点が判明した。

以上の4地方公共団体の観光NPO等に対する資金調達援助システムについて、共通する特徴は以下のようなものである。

- ① その目的は、県・市町との「協働」の主体である市民活動団体（あるいはCSO）の資金獲得援助を通じて、市民活動団体（あるいはCSO）の活動を強化することである。金額は充分とはいえないまでも、市民活動団体は大いにプラスになっていると思われる。
- ② 対象は市民活動団体である。個人、株式会社、社会福祉法人は対象ではない。
- ③ 補助金の性格は、事業補助金であり、事業委託金ではない。

相違点について、表1に整理した。ふるさと納税を利用したものと利用していないものがある。対象団体に、NPO以外の任意団体を含む場合が多い。上限金額は市川市の場合には30万円であったが、他の県・市町では上限はなかった。対象団体のうち、観光NPO等が有るかどうかについては、佐賀県と広島県神石高原町はあるが、千葉県市川市と愛知県一宮市はなかった。市川市は東京都に近接しており、また一宮市は名古屋市に近接しており、観光NPO等の数がそもそも少なく、まちづくり系のNPO等の活動が活発である。

表1 4つの資金調達援助システムの比較表

団体名	千葉県 市川市	愛知県 一宮市	佐賀県	広島県 神石高原町
人口 (2019年 8、9月)	49.0万人	38.5万人	81.5万人	0.9万人
制度名称	いちかわ市民 活動団体事業 補助金(通 称:いちサ ポ)	市民が選ぶ市 民活動支援制 度(1%支援 制度)	ふるさと納税 (NPO等指 定寄附)	がんばる神石 高原町ふるさ と応援寄附金
総合計画の 記述の有無	記述あり	記述あり	記述あり	直接の 記述なし
ふるさと納税 の制度利用	—	—	ふるさと納税	ふるさと納税
対象団体	NPOの他、 任意団体も可	NPOの他、 任意団体も可	NPOの他、 任意団体も可	NPOのみ
観光NPO等 の有無	なし	なし	あり	あり
審査委員	外部委員 (公募あり)	外部委員(市民 活動実践者あ り)	担当課長	役場課長5名
上限金額	30万円	なし	なし	なし

出所)筆者作成

6.2 残された課題

残された課題は多いが、2点を挙げておきたい。

第1点は、筆者の大テーマである科学研究費の研究課題との関連である。研究課題は、「高齢化社会におけるバリアフリー観光推進のための観光地内協力関係の構築に関する研究」である。高齢者・障害者のための着地型相談センターであるバリアフリースターセンター(BFTC)を始め観光NPOなどが、容易に設置され、また継続運営が容易になされるためには、行政との連携が欠かせない。この点で、本研究の4ケーススタディーから実例数を拡大して、その中から規則性を見出すのが望ましい。2018年5月14日付け朝日新聞によれば、ふるさと納税の利用は、埼玉県と東京都中央区で実施されているとのことである。また1%支援制度は、一宮市の他に、大分県大分市、千葉県八千代市、大阪府和泉市、奈良県生駒市で実施されているという(第3.1節参照)。

第2点は、行政からの資金獲得援助だけではなく、広く寄附を募る具体的方法の検討である。日本の寄附総額については、日本ファンドレイジング協会(2017、p.10)に個人寄附が7,756億円、会費2,328億円、寄付者数4,571万人と推計されている。この寄付の形態は様々あり、2018年5月14日付け朝日新聞によれば、ふるさと納税の「ガバメントクラウドファンディング」の他に、「Yahoo! ネット基金」、「遺贈寄付」などが紹介されている。こうした様々な資金調達方法について観光NPO等の資金調達の可能性を調べることが望まれる。

参考文献

- P.F. ドラッカー、2007、『ドラッカー名著集4 非営利組織の経営』、ダイヤモンド社、上田惇生訳。
- 市川市1%支援制度記録チーム、2009、『新・1%の向こうに見えるまちづくり 市川市市民活動団体支援制度の5年間』、ぎょうせい。
- 市川市ボランティア・NPO課、2019、『【いちかわ市民活動サポート制度】令和元年度市川市市民活動団体事業補助金（いちサポ補助金）ガイドブック』（令和元年5月30日第7版）、28ページ。
- 一宮市市民活動支援センター、2018、『平成31年度実施分「市民が選ぶ市民活動支援制度」支援対象団体募集要項』、25ページ。
- 観光庁、2015、『平成26年度ユニバーサルツーリズム促進事業報告書』、126ページ。
- 中尾公一・西出優子、2019、『日本の観光NPOの活動と収益獲得能力ー全国データからの示唆ー』、『観光研究』、Vol.31、No.1、pp.67-74。
- 日本ファンドレイジング協会、2017、『寄付白書2017』、日本ファンドレイジング協会。
- 佐賀県、『ふるさと納税（NPO等指定寄附）スキーム概要』、2019年6月27日の取材において入手。
- 総務省、発行年月不明、『ふるさと納税活用事例集』。
- 徳永洋子、2017、『非営利団体の資金調達ハンドブック』、時事通信社。
- 矢川利幸、2018、『神石高原町における市町村合併と新しい過疎地域の自立・活性化における協働によるまちづくり』、8ページ。
- 山下剛、平林大輔、松浦祐子、『360° ふるさと納税NPOに活力 地域課題解決へ ネットで寄付募る』、朝日新聞朝刊、2018年5月14日、10版、総合4、p.4。

（Webサイトの閲覧）

総務省、『総務省ふるさと納税ポータルサイト』、2019年10月3日閲覧、

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html.

（2019年10月28日 受付）

